

平成28年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成28年8月22日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所本庁舎 3階大会議室

開 会 平成28年8月22日(月) 午後2時

出席委員 19名

1番 大橋 浩	2番 渡辺 秋郷	3番 山田富士雄	4番 横井 満之
5番 浅井 尊弘	6番 齊藤 嘉男	7番 横井 忠勝	8番 中野 浩光
9番 猪子 勝三	10番 加藤 重雄	11番 花木 満	12番 石黒 鉦俊
13番 石塚 芳政	14番 加藤 定雄	15番 後藤 鉄雄	16番 後藤 末秋
17番 加藤 和伸	18番 星野 満	19番 木村 芳彦	—————

欠席委員 1名

20番 加藤 頌茲

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、安藤 敏秀、石塚 正己

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請	1件
議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請	5件
議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書	1件

(2) 報告案件

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	15件

2 その他

- 平成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の日程確認

会

長 こんにちは。まだまだ暑さきびしい季節が続きますが、体調管理には十分注意してください。

また、昨年に引き続き愛知県の行う下之郷堰に関する調査については、皆様のご協力により今年度については、先週末に終了したと聞いております。

改めましてただいまから、平成28年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は19名で、加藤頌茲委員から欠席との連絡が入っております。定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、12番石黒 鈺俊委員と13番石塚芳政委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件、「(1) 議決案件」は、

- ・「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請」1件
- ・「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」5件
- ・「議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書」1件

「(2) 報告案件」は、

- ・「報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」1件
- ・「報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」15件

です。それでは、「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号4をご覧ください。申請地は、寺野元町 _____番、登記、現況とも田で、面積は180㎡です。譲渡人を _____様、_____様と、譲受人を _____様とする3条許可での所有権移転です。 _____様と _____様は会社勤めしており、また遠方のために耕作の従事が困難であり、 _____様は、農業従事の拡大をしたいとの事で、自己所有の農地と隣接し一体利用が可能であることから、今回の申請となりました。 _____様については、農機具一式一台を所有し、245日の従事日数、営農の規模は、申請分を含め耕作面積2,074㎡、通作距離200m、通作時間3分です。また、申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、私ですが問題ありません。何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として許可することといたします。続きまして、「議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題といたします。7番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページ番号7について説明します。申請地は、清須市春日焼田____番、登記田、現況宅地、面積55㎡です。市街化調整区域で農地区区分は「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-b-(b)」に該当し、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地により第3種と判断でき、原則許可になります。譲受人____様と譲渡人____様での所有権移転となり、敷地拡張での駐車場の農地転用であります。譲受人である____様は、現在、焼田____番地に住んでみえます。隣地である申請地は、____様が父親の相続により所有し、休耕状態が続き、そのまま____様の敷地の一部として使用していました。本来であれば、その時点で農地法の手続きをとるべきではありますが、始末書が添付されております。また、一般基準については、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願ひします。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、加藤和伸委員ですが。

加藤和伸委員 問題ございません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続いて、8番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 番号8について説明します。申請地は、清須市春日新堀____番、登記、現況ともに畑、面積311㎡です。市街化調整区域で農地区区分は

「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(a)」に該当し、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設がある区域にある農地により第3種と判断でき、原則許可になります。賃借人_____様と賃貸人_____様での賃貸借設定となり、駐車場の農地転用であります。賃借人は、現在、春日新堀____番地に介護診療施設を開設しています。本年8月に稲沢市井ノ口鶴田町に新たな施設であるサービス付高齢者向け住宅が竣工し、10月1日から入居開始の予定です。それに向けて、現在保有している_____病院の送迎車輛18台では効率が悪く、6台の増車を見込み、他の施設から車輛を移動させて申請地に配置する計画です。車輛出入口を一箇所にして、新堀____番と一体利用します。土地所有者からは承諾を得ています。また、一般基準については、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いします。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、後藤鉄雄委員ですが。

後藤鉄雄委員 結構です。

会 長 他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続いて、9番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 番号9について説明します。申請地は、春日白弓____番、登記、現況とも田、面積210㎡、春日白弓____番、登記、現況とも田、面積250㎡、春日白弓____番、登記、現況とも田、面積530㎡です。3筆合計面積990㎡です。市街化調整区域で農地区分は「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b)」に該当し、名古屋都市高速道路16号一宮線から概ね150m以内の区域にある農地により第3種と判断でき、原則許可になります。譲受人_____様と譲渡人_____様での賃貸借設定とする駐車場の農地転用であります。譲受人は、現在、北名古屋市中之郷神明____番地で名古屋営業所をかまえ、駐車場を北名古屋市沖村佐渡____番9台分と春日白弓____番10台分の2ヶ所を借りていま

す。その北名古屋市中で借りている駐車場9台分の契約が終了するために代替地を探していたところ、申請地の所有者に承諾していただき、今回の申請となりました。また、一般基準については、特段問題があるとは考えられませんのでよろしく申し上げます。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は加藤和伸委員ですが。

加藤和伸委員 問題ございません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続いて、10番、事務局に説明を求めます。

事務局 3ページです。番号10について説明します。申請地は、清須市春日落合___番、登記田、現況畑、面積300㎡、借人_____様と貸人_____様とした使用貸借権の設定で分家住宅を建築するための農地転用です。市街化調整区域で農地区分は「運用通知第2の1の(1)エ-(ア)-a-(a)」に該当し、水管、ガス管の2種類が埋設されている幅4m以上の道の沿道の区域で、概ね500m以内に清須市春日公民館とネギヤ保育園の二つの公共施設がある区域の農地により第3種となります。現在、申請人は、稲沢市で夫と二人で賃貸マンションにて生活しています。家族と将来の生活面で相談したところ、本家は横浜市にいる姉が継ぐため、祖母に相談し、本家から近い祖母所有の土地に住宅建築する承諾を得られたこと、また、今後家族が増えることも含め、現在の居住では大変手狭になることから、住宅建築を計画するものです。他に農地はありますが、賃貸住宅、駐車場で貸し付けしていることからやむを得ないと考えます。また、一般基準についても他法令の許可見込みがあるなど、特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、加藤定男委員ですが。

加藤定雄委員 問題ないと思います。

会 長 他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件につい

て、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続いて、11番、事務局に説明を求めます。

事務局 次に番号11番をお願いします。申請地は、阿原九丁田____番、登記田、現況畑、面積272㎡、阿原九丁田____番、登記田、現況畑、面積119㎡、2筆の合計面積391㎡です。申請地は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b)」に該当します。市街化調整区域で名古屋高速道路6号清須線清須出口から150m以内の場所になり、3種農地となりますので原則許可です。賃借人_____様と賃貸人_____様とした賃貸借権設定による既存駐車場の規模拡大のための農地転用であります。現在、申請者は名古屋市西区十方町____番地にて、本社を置き、平成27年8月に阿原九丁田____番で駐車場での転用許可を受けましたが、顧客からの受注増と依頼される製品のサイズも大きくなったことで本社駐車スペースに資材を置き、また駐車場にも従業員の車を縦列駐車することでスペースを作り、資材置場に工面してきました。その結果、受注増の理由で、車輛の出し入れで効率が悪く、手狭になったことで土地を探していたところ本社の隣地の所有者に承諾を得て、申請になりました。他法令関係についても、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくをお願いします。以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、山田富士雄委員ですが。

山田委員 現状は耕作放棄の状態ですので綺麗になれば問題ありませんが、道路側溝が土砂で埋まっていますが用水路なので利用できるよう適切な指示をしてください。

会長 他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、「議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証

明書」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 4 ページ、番号 1、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。被相続人の死亡により平成 27 年 11 月 27 日に相続が発生しました。相続人は長男さんで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、寺野元町___番、面積 482 m²、寺野元町___番、面積 127 m²、寺野美鈴___番、面積 714 m²の 3 筆です。耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件であります。また、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項並びに租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 1 項第 2 項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われまます。以上です。

会長 この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。この案件の地元は、私ですが。特に問題ありません。他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として異議なしとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。続きまして、「(2) 報告案件」に入ります。「報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」について、読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

12 番、春日宮重町___番、登記、現況ともに田ですが。

加藤定雄委員 問題なし。

会長 この件について、何か質問などありませんか。質問などがなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

続いて、「報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」に入ります。読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

52 番、西枇杷島町小田井一丁目___番、登記、現況ともに畑ですが。

大橋委員 問題ありません。

会長 53 番、一場矢倉___番、___番、___番、___番、___番、___番すべて登記、現況ともに畑です。

加藤重雄委員 大丈夫です。

会長 54 番、一場神明前___番、登記、現況ともに畑です。

加藤重雄委員 ここも問題ありません。
会長 55番、西田中蓮池____番、登記田、現況畑です。
中野委員 問題ありません。
会長 56番、桃栄二丁目____番、____番、ともに登記田、現況畑です。
斉藤委員 大丈夫です。
会長 57番、春日上川畑____番、____番、____番、____番、ともに登記、現況ともに畑です。

後藤鉄雄委員 問題ありません。
会長 58番、上条織部____番、登記畑、現況雑種地です。
石塚委員 問題ないです。
会長 59番、春日夢の森____番、____番、登記畑、現況宅地です。
後藤末秋委員 問題ありません。
会長 60番、廻間三丁目____番、登記田、現況畑です。
花木委員 問題ないです。
会長 61番、西枇杷島町小田井三丁目____番、登記田、現況畑です。
渡辺委員 問題ありません。
会長 62番、桃栄二丁目____番、登記宅地、現況田です。
斉藤委員 問題ないです。
会長 63番、桃栄三丁目____番、登記、現況ともに畑です。
斉藤委員 問題ないです。
会長 64番、桃栄三丁目____番、登記、現況ともに畑です。
斉藤委員 問題ないです。
会長 65番、西堀江迫間____番、____番、ともに登記田、現況畑です。
私のところですが問題ありません。
続きまして66番です。清洲一丁目____番、登記、現況ともに畑です。

花木委員 問題ないです。
会長 以上の件について、何か質問などありませんか。
質問などがなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

(「異議なし」の声あり)

これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。この際、何か質問・意見などありませんか。なければ、「(3) その他」に移ります。事務局からお願いします。

事務局 はい、会長。「平成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員等

研修会」の開催について、事前に文書でもお送りしましたが、平成28年9月1日（木）稲沢市民会館大ホールで開催されます。

当日は12時45分に集合出発とします。工事の影響で庁舎の駐車場は狭いため、旧の児童館横の辺りにバスを用意しますのでそちらの駐車場又は旧グラウンドの駐車場に駐車してください。

（その他事務連絡）

会 長 それでは次回の開催について確認します。

平成28年9月20日、火曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室です。よろしく申し上げます。

以上で、閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時35分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な個人名は「_____様」、地番は「___番」との表記で省略して記載しています。